

「海上における船舶のための共通通信システムの在り方 及び普及促進に関する検討会」開催要綱（案）

1 背景・目的

最近、小型船舶と大型船舶の衝突事故が多発しており、小型漁船やプレジャーボート等の船舶の安全確保のためには、小型船舶と大型船舶が容易に連絡を取り合える共通の通信システムを構築するとともに、その普及促進を図ることが重要である。

また、最近のデジタル技術の進展を反映した、小型で安価な海上無線機器の普及や海上通信システムの構築による安全の確保が必要とされる。

このような背景から、我が国の沿岸海域のみを航行する小型漁船やプレジャーボート等を対象に操作が簡単で、かつ安価な船舶通信システムの在り方、船舶間及び捜索救助機関との連絡の在り方等を検討する。

2 名称

本会の名称は「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」（以下「検討会」という。）とする。

3 主な検討事項

- (1) 小型船舶及び大型船舶間との通信を可能とする共通な通信システムの在り方
- (2) 小型船舶及び大型船舶並びに捜索救助機関との連絡の在り方
- (3) その他関連する事項の整理

4 構成・運営

- (1) 本検討会は、総務省総合通信基盤局長の検討会として開催する。
- (2) 本検討会の構成は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、本検討会構成員の互選により定め、座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長は、本検討会を招集し、主宰する。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長が不在のときは、座長に代わって本検討会を招集し、主宰する。
- (7) 本検討会は、必要に応じ、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) 検討会は、構成員の要請に基づき開催することができる。
- (9) 座長は、本検討会の議論を促進するため、必要に応じて、ワーキンググループを開催することができる。
- (10) 本検討会は原則公開とする。ただし、本検討会の開催に際し、当事者又は第三者の権利・利益、公共の利益を害するおそれがある場合等、座長が必要と認める場合は、その全部又は一部を非公開とする。
- (11) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 開催期間

本検討会の開催期間は、平成20年4月から平成20年12月までを目途に開催するものとする。

6 庶務

本検討会の庶務は、総務省総合通信基盤局電波部衛星移動通信課が行う。

「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」
 構成員名簿

(順不同、敬称略)

1 学識経験者

みき てつや
三木 哲也

電気通信大学 理事

はやし しょうご
林 尚吾

東京海洋大学海洋工学部海事システム工学科教授

2 関係団体

(1) 海難防止関係

つだ しんご
津田 眞吾

(社) 日本海難防止協会 常務理事

(2) 船主関係

なかにし もとかず
中西 基員

(社) 日本内航海運組合総連合会 理事長

(3) 漁業無線関係

おおい きよし
大井 清

(社) 全国漁業無線協会 専務理事

わたなべ さとし
渡辺 悟

(社) 共同通信社メディア局編集部次長職

(4) 漁船関係

こさか ともりのり
小坂 智規

(社) 大日本水産会 常務理事

みやはら くにゆき
宮原 邦之

全国漁業協同組合連合会 代表理事専務

(5) プレジャーボート関係

こだま まんべい
児玉 萬平

(財) 日本セーリング連盟 常務理事

つりたに やすし
釣谷 康

(社) 日本舟艇工業会 専務理事

(6) 通信機メーカー

なかむら かつひで
中村 勝英

水洋会事務局長

わかお まさよし
若尾 正義

(社) 電波産業会 専務理事

みやざき まさる
宮崎 勝

(社) 全国船舶無線工事協会 専務理事

3 関係省庁 (オブザーバ)

きみや ひろし
木寛谷 浩史

水産庁資源管理部管理課長

あんどう のぼる
安藤 昇

国土交通省海事局安全基準課長

もり まさと
森 雅人

国土交通省海事局検査測度課長

しんじょう たつろう
新城 達郎

海上保安庁総務部情報通信課長

ときえだ しゅんじろう
時枝 俊次郎

海上保安庁警備救難部救難課長

あだち とおる
安達 徹

海上保安庁交通部安全課課長

りゅうぎき あきら
竜崎 哲

防衛省運用企画局情報通信・研究課長

4 その他 (アドバイザー)

すずき つとむ
鈴木 務

電気通信大学名誉教授、日本工業大学名誉教授

上記構成員のほか、必要に応じて、その他の関係省庁、団体等に参加を要請することがあります。